



慶應義塾大学ビジネス・スクール

持ち株会社制に関するノート

<もくじ>

1. 純粋持ち株会社の解禁
 <事例研究> 三菱合資会社
2. 持ち株会社制の本質
3. 持ち株会社制の種類
 <事例研究> トヨタ自動車
 <事例研究> みずほフィナンシャル・グループ
 <事例研究> 東芝
 <事例研究> ソフトバンク
 <事例研究> ダイエー

1. 純粋持ち株会社の解禁

純粋持ち株会社解禁の経緯

1997年12月に行われた独占禁止法改正によって、純粋持ち株会社が解禁されることになった。わが国では実に半世紀ぶりの解禁であった。

改正前の独占禁止法によれば、持ち株会社とは『株式(社員の持分を含む)を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社』と定義されていた。

わが国で純粋持ち株会社が禁止されてきたのは、戦前の財閥のような企業グループを出現させまいとするねらいがあったためである。戦前の財閥は純粋持ち株会社を頂点とする構造をもち、非常に閉鎖的かつ強い経済支配力をもっていた。市場メカニズムを健全に機能させるためには、純粋持ち株会社を禁止することが必要不可欠とされたのである。

純粋持ち株会社解禁のもう一つの背景には、規制緩和の流れがある。つまり世界の先進国と歩調を合わせて、日本の市場をより競争的かつ開放的なものとするために、財界の要請もあって持ち株会社の解禁が必要と考えられたのである。

このノートは慶應義塾大学大学院経営管理研究科・山根節の指導のもとで、同研究科修士過程・藤井信弘(M21期)が公表資料および取材により、クラス討議の資料として作成した。(2000年3月)